

2014年4月21日

早大生の皆さんへ

早稲田大学学生部

「登録（未公認）サークル」の届出のお願い

早稲田大学では、一定要件を満たしたサークルは「公認サークル」として登録されています。公認サークルになると、学生会館の部室使用等、大学からの便宜供与を受けることができます。

また、公認サークル以外で、早稲田大学の名のもとに活動しているサークルは、「登録（未公認）サークル」として大学に届出る義務があります。

登録（未公認）サークルとして登録されることにより、学内の教室貸与や新歓ブースの設置などのメリットがあるほか、活動中に発生した事故に対して大学から迅速・適切な指導を受けることができます。最近、登録（未公認）サークルとして登録されていなかったため、対応が遅れる例もあることから、以下の（１）に該当するサークルの皆さんは至急、以下の（２）と（３）に基づき、届出・登録をしてください。よろしく申し上げます。

（１）登録（未公認）サークルとして届出なければならないサークル：

●早稲田大学の正規学生が21名以上所属し、1年以上継続的な活動をしているサークル。

（２）「登録（未公認）サークル」申請書：

<http://www.waseda.jp/student/gakusei/circle.pdf>

（３）届出・問合せ窓口：

学生部学生生活課（学生会館 1F）

03-3202-0706

student@list.waseda.jp

以上